

## 参考 1

「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」への対応

大綱的指針	現 状	対応案
<p>はじめに</p> <p>我が国は、科学技術創造立国の実現を目指して、「科学技術基本法」(平成 7 年法律第 130 号)を制定した。本法に基づき第 1 期科学技術基本計画(平成 8 年 7 月 閣議決定) 第 2 期科学技術基本計画(平成 13 年 3 月 閣議決定)が策定された。第 2 期科学技術基本計画においては、社会、経済をめぐる課題を解決するとともに、知の創造と活用により世界に貢献する等、国の持続的発展や国際的地位にふさわしい国の姿を実現するためには、科学技術の戦略的重点化、科学技術システムの改革、科学技術活動の国際化の推進の重要政策が不可欠であるとされ、優れた成果を生み出す科学技術システムを実現するための柱の一つとして、評価システムの改革が挙げられている。</p> <p>このように、研究開発について適切な評価を実施することが極めて重要であるとともに、評価が研究開発活動と一体化したものと見なされ、評価が定着していくことが必要である。科学技術を振興するため、研究者を励まし、優れた研究開発活動を奨励していくとの観点をもって適切な評価を実施することで、研究開発活動の効率化・活性化を図り、より優れた研究開発成果の獲得、優れた研究者の養成を推進し、社会・経済への還元等を図るとともに、国民に対して説明責任を果たすことができる。</p> <p>その際、科学技術の進展、社会経済情勢の変化に対応するだけでなく、生命倫理、環境に関する問題のように、科学技術が人間と社会に与える影響が広く深くなりつつあることから、人文・社会科学の視点にも配慮した評価が求められている。</p> <p>研究開発評価については、第 1 期科学技術基本計画に基づき、「国の研究開発全般に共通する評価の実施方法の在り方についての大綱的指針」(平成 9 年 8 月 内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。)が策定されるとともに、第 2 期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が改定され、一層の充実が図られることとなった。本指針は、大綱的指針を発展的に見直し、評価対象として、大綱的指針において示されていた研究開発課題及び研究開発機関に、研究開発施策及び研究者等の業績を加えるとともに、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の予算、人材等の資源配分への適切な反映、評価に必要な資源の確保と評価体制の整備を図ることを重要な改善点として盛り込むこととする。</p> <p>本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成 13 年法律</p>	<p>農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針(以下「農水省評価指針」という)では、趣旨という形で評価指針を策定するに至った経緯が記載されている。</p> <p>〔農水省評価指針第 1〕</p>	<p>農水省評価指針の趣旨に、大綱的指針の改訂、政策評価法の施行に伴う農林水産省政策評価基本計画の制定の経緯を追加し、関連する手直しを行う。</p> <p>〔改正案第 1〕</p>

<p>第 86 号)に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものである。本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するように取り組むこととする。また、研究開発機関等の評価のうち独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)に基づく評価と整合するように取り組むこととする。</p> <p>本指針は、研究開発に関する評価について基本的な方針を示した、いわばガイドラインであり、各府省は、本指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針を策定することとする。また、評価実施主体(注)は、本指針及び各府省の指針に沿って厳正に評価を実施することとし、総合科学技術会議は、研究開発評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べることとする。</p> <p>(注)評価実施主体としては、次のものが想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各府省等の研究開発実施・推進主体(研究開発資金を配分する特殊法人等を含む。)</li> <li>・大学(国公立を含む。)</li> <li>及び大学共同利用機関、独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関</li> <li>・大学評価・学位授与機構、独立行政法人評価委員会等</li> </ul>		
<p>第 1 章 評価の基本的考え方</p> <p>1. 評価の意義</p> <p>評価は、国際的に高い水準の研究開発、社会・経済に貢献できる研究開発、新しい学問領域を拓く研究開発等の優れた研究開発を効果的・効率的に推進するために実施する。評価の意義は、次のとおりである。</p> <p>評価を適切かつ公正に行うことにより、研究者の創造性が十分に発揮されるような、柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出を実現することができる。</p> <p>評価結果を積極的に公表し、優れた研究開発を社会に周知することにより、研究開発に国費を投入していくことに関し、国民に対する説明責任を果たし、広く国民の理解と支持が得られる。</p> <p>評価を厳正に行うことにより、重点的・効率的な予算、人材等の資力配分に反映できる。</p>	<p>農水省評価指針は、評価方法等を定めた具体的な指針であり、記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p>
<p>2. 評価対象の範囲</p> <p>本指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価を指す。研究開発の範囲は、国費を用いて実施される研究開発全般とする。具体的には、各府省等の研究開発実施・推進主体が行う研究開発並びに大学(国公立を含む。)</p> <p>及び大学共同利用機関(以下「大学等」という。)</p> <p>独立行政法人研究機関、国立試験研究機関、特殊法人研究機関等の研究開発機関が自ら実施する研究開発が対象となる。また、民間機関や公設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発、国費により海外で実施される研究開発等も対象とする。</p>	<p>の研究開発施策の評価に該当する評価として農水省評価指針では研究分野別評価及び研究制度評価が記載されている。〔農水省評価指針第 2 の 1 の(1)〕</p> <p>の研究開発課題に該当する評価として、農水省評価指針</p>	<p>現行どおりとする。</p> <p>平成 14 年度から新たに農水省直轄の競争的資金制度が創設されたことから本資金による研究開発評価を加える。〔改正案第 2 の 1 の(1)〕</p>

	<p>ではプロジェクト研究等評価が記載されている。〔農水省評価指針第2の1の(1)〕</p> <p>の研究開発機関等の評価については、中期目標に基づき各独立行政法人研究機関の長が評価要領等を制定・実施しており、農水省評価指針には記載していない。</p> <p>の研究者等の業績の評価については、中期目標に基づき各独立行政法人研究機関の長が実施することとなっており、農水省評価指針には記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p> <p>検討方針に従い記載しない。</p>
<p>3. 評価実施主体、評価者等の責務</p> <p>(1) 評価実施主体、評価者の責務</p> <p>評価実施主体は、本指針を踏まえ、評価のための具体的な仕組み(評価指針等の策定、評価委員会の設置等)を整備し、研究者の能力が十分に発揮されるよう、厳正な評価を実施するとともに、その評価結果を適切に活用し、また、国民に対して評価結果とその反映状況について積極的な情報の提供を図る。その際、各府省においては、評価の実施及び評価結果の活用が適正に行われるよう、所管官庁としての責務の重要性も十分に認識しなければならない。</p> <p>評価者は、厳正な評価を行うべきことを常に認識するとともに、優れた研究開発をさらに伸ばし、より良いものとなるように、適切な助言を行う。また、自らの評価結果が、後の評価者によって評価されることになることとともに、最終的には国民によって評価されるものであることを十分に認識しなければならない。</p> <p>(2) 研究者の責務</p> <p>研究者は、研究開発活動の一環として評価の重要性を十分に認識し、自発的かつ積極的に評価に協力する。また、研究者は、専門的見地からの評価が重要な役割を果たすものであることを十分に認識し、評価に積極的に参加する。</p>	<p>農水省評価指針は、評価方法等を定めた具体的な指針であり、記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p>
<p>4. 評価の実施経緯と評価システム改革の方向</p> <p>(1) 研究開発評価のこれまでの実施経緯</p> <p>研究開発評価は、第1期科学技術基本計画に基づき、大綱的指針が策定されたことにより、研究開発機関及び研究開発課題について本格的に導入された。以後、大学に関しては、自己点検・評価が義務付けられ、評価が一層促進されるとともに、</p>	<p>研究開発全体の評価のこれまでの経緯及び大綱的指針の改定の方向を示しているものであり、農水省評価指針において記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p>

<p>客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施するために、大学評価・学位授与機構が設立（平成 12 年 4 月）された。また、独立行政法人研究機関が設立（平成 13 年 4 月）されたが、それらの業務の実績に関する評価については、その所管官庁に設置された各々の独立行政法人評価委員会によって行われることとなった。</p> <p>第 2 期科学技術基本計画では、「評価結果の資源配分・処遇への反映や評価プロセスの透明性は未だ不十分であるとされており、評価の実効性の向上が課題」とし、「評価の在り方や方法、評価結果の公表等については、早急に改善が必要」であり、「研究開発評価に関する大綱的指針を改定する」とされている。さらに、「評価システムの改革」が優れた成果を生み出す研究開発システムを構築するための大きな柱の一つであることを指摘している。</p> <p>また、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」において、研究開発についても客観的かつ厳格な評価の実施が義務付けられることとなった。</p> <p>（ 2 ）評価システム改革の方向  これまでの実施経緯を踏まえ、1. の「評価の意義」を実現するために、  「評価における公正さと透明性の確保」  「評価結果の資源配分への反映」  「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」  に重点を置いて、次の方向で評価システムを改革する。  「評価における公正さと透明性の確保」については、客観性の高い評価指標や外部評価の積極的活用、評価内容等の被評価者への開示、評価結果の速やかな公表等を実施する。「評価結果の資源配分への反映」については、評価結果を予算、人材等の資源配分や研究者等の処遇等に適切に反映させる。  「評価のために必要な資源の確保と評価体制の整備」については、評価業務のための体制を充実させるとともに、研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成、さらには、研究開発データベースの整備や審査業務等の効率化のための電子システムの導入等を進める。</p>		
<p>5. 本指針のフォローアップ等  総合科学技術会議は、厳正な評価、評価結果の適切な活用等が十分に行われるよう、評価実施主体の評価の実施状況についてフォローアップを行い、各府省へ意見を述べる。  また、本指針の実施状況等を踏まえて、必要に応じ、本指針を見直すとともに、適宜、評価実施主体においても、その評価方法等を見直す。</p>	<p>総合科学技術会議の業務に関連する記載であり、農水省評価指針に記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p>
<p>第 2 章 評価実施上の共通原則  評価実施主体は、研究開発評価を適切に実施するために、あらかじめ評価対象、評価目的、評価者の選任、評価時期、評価方法及び評価結果の取扱いをそれぞれ明確にした評価の具体的な実施方法を定めるとともに、評価実施体制の充実を図る。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>

<p>評価の実施に当たって、共通的に踏まえるべき原則は次のとおりである。</p> <p>1. 評価対象          評価対象を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。          研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価において、複数の評価実施主体が、同一の評価対象についてそれぞれ異なる目的で評価を実施する場合がある。この場合、不必要な作業の重複を避けるため、互いに十分な連携を図り、体系的かつ効果的・効率的に評価が実施されるようにする。</p>	<p>農水省評価指針では評価対象を具体的に設定し、それを公表している。〔農水省評価指針第2の4の(2)、5の(2)、6の(2)及び第4の2〕          不必要な作業の重複を避けるための措置については、実行上は対応してきたが、農水省評価指針に該当する記載はない。</p>	<p>「評価にあたって過重な負担を避ける」旨を追加する。〔改正案第4の4〕</p>
<p>2. 評価目的          評価結果をどのように活用するかを十分念頭に置いて、評価目的を明確かつ具体的に設定し、その内容を被評価者に事前に周知する。</p>	<p>農水省評価指針では各評価の趣旨の項において目的について記載している。〔農水省評価指針第2の4の(1)、5の(1)、6の(1)〕          また、評価指針は公表している。</p>	<p>現行どおりとする。</p>
<p>3. 評価者の選任          評価の「公正さを高めるために、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者を評価者とする外部評価(注1)を積極的に活用する。また、必要に応じて第三者評価(注2)を活用し、さらに、民間等への委託による評価の活用も考慮する。その際、利害関係の範囲を明確に定める等により、原則として利害関係者が評価者に加わらないようにする。なお、利害関係者が加わる場合についてはその理由を示す。評価の客観性を十分に保つため、例えば年齢、所属機関、性別等について配慮して、評価者を選任するよう努める。評価者には、一定の明確な在任期間を設ける。          なお、国家安全保障上の理由等のため機密保持が必要な場合には、この限りではない。          外部評価又は第三者評価を行う場合には、評価者は、原則として当該研究開発分野に精通している等、十分な評価能力を有する外部専門家(注3)とする。また、大規模なプロジェクト及び社会的関心の高い研究開発課題、研究開発施策並びに研究開発機関等の評価においては、研究開発を取り巻く諸情勢に関する幅広い視野を評価に取り入れるために、外部有識者(注4)を加えることが適当である。なお、研究者等の業績については、所属する機関の長が、自ら定めるルールに従い評価を実施する。          また、研究開発の性格や目的に応じて社会・経済のニーズを適切に評価に反映させるため、産業界や人文・社会科学の人材等を積極的に評価者に加えることが必要である。さらに、国際的な観点からの評価を行うために、必要に応じて、海外の研究者に評価への参画を求める。</p>	<p>評価者の資格等については、研究開発の性格等により異なることから、必要に応じて要領等で定めており、農水省評価指針では、評価者の資格・選定基準・在任期間について記載していない。</p>	<p>評価専門委員会については要領等がないが、委員の在任期間については、他の専門委員では2年とすることが大勢となっていることから追加することとする。〔改正案第2の3の(1)〕          その他については現行どおりとする。</p>

<p>研究者間に新たな利害関係を生じさせないよう、評価者に評価内容等の守秘の徹底を図る。</p> <p>(注1) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関が評価実施主体となり、評価実施主体自らが選任する外部のものが評価者となる評価をいう。</p> <p>(注2) 評価の対象となる研究開発を行う研究開発実施・推進主体、研究開発機関とは別の独立した機関が評価実施主体となる評価をいう。</p> <p>(注3) 評価対象の研究開発分野及びそれに関連する分野の専門家で、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。</p> <p>(注4) 評価対象の研究開発分野とは異なる分野の専門家その他の有識者であり、評価実施主体にも被評価主体にも属さない者をいう。</p>		
<p>4. 評価時期</p> <p>研究開発施策及び研究開発課題については、原則として事前評価及び事後評価を行う。5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合は、評価実施主体が、当該研究開発課題の目的、内容、性格、規模等を考慮し、例えば3年程度を一つの目安として定期的に中間評価を実施する。また、優れた成果が期待され、かつ研究開発の進展が見込まれる研究開発課題については、切れ目なく研究開発が継続できるように、研究開発終了前の適切な時期に評価を実施することが必要である。さらに、研究開発施策及び研究開発機関等については、研究開発をめぐる諸情勢の変化に柔軟に対応しつつ、常に活発な研究開発が実施されるよう、評価実施主体は、3年から5年程度の期間を一つの目安として、定期的に評価を実施する。研究者等の業績の評価については、研究者等が所属する機関の長が自ら定めるルールに従い、評価を実施する。</p> <p>研究開発においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め顕著な成果が確認されることもまれではない。こうした点を踏まえ、学会等における評価や実用化の状況を適時に把握し、必要に応じ、研究開発施策、研究開発課題等について追跡評価を行い、成果の波及効果や活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。</p>	<p>農水省評価指針では、</p> <p>研究開発施策の評価としての研究分野別評価及び研究制度評価については、研究・技術開発の実施状況を把握し、事後に評価を実施する趣旨の記載がされている。〔農水省評価指針第2の4(1)及び5(1)〕</p> <p>研究開発の課題評価としてのプロジェクト研究等評価については、プレ事前評価、事前評価、中間評価、毎年度評価、プレ終了評価及び終了評価を実施する旨記載されている。〔農水省評価指針第2の6の(3)のイ〕</p> <p>研究開発施策の評価の実施については、評価専門委員会が決めることとなっている。〔農水省評価指針第2の4の(3)のア及び5の(3)のア〕</p> <p>成果の波及効果や普及状況</p>	<p>研究分野別評価及び研究制度評価については、大綱的指針の趣旨に沿って改訂する。〔改正案第3の2の(3)の工及び2の(3)の工〕</p> <p>プロジェクト研究の評価については大綱的指針の趣旨に沿って事前評価、中間評価及び終了評価を実施する旨明記する。〔改正案第3の3の(1)のイ〕</p> <p>現行どおりとする。</p> <p>フォローアップ調査によ</p>

	<p>の確認のため、研究開発課題についてフォローアップ調査を行い、評価手法の確立を図ることとしている。〔農水省評価指針第2の7〕</p>	<p>り評価手法の確立を図り、過去の評価の妥当性を検証する等追跡評価に近づけるよう努める旨を追加する。〔改正案第3の4の(1)〕</p>
<p>5. 評価方法 (1) 評価方法の周知 評価実施主体は、評価における公正さ、信頼性、継続性を確保し、実効性のある評価を実施するために、評価目的や評価対象に応じて、あらかじめ評価方法(評価手法、評価項目・基準、評価過程、評価手続等)を明確かつ具体的に設定し、被評価者に対し周知する。</p>	<p>農水省評価指針では、評価の手続等は事務局長が別に定めるとされている(要領で定められている)。〔農水省評価指針第5〕</p>	<p>現行どおりとする。〔改正案第3の1の(3)のオ、2の(3)のエ、3の(1)のウの(カ)、3の(2)のウの(カ)、4の(4)のエに移項〕</p>
<p>(2) 評価手法 研究開発には優れた成果を生み出していくことが求められるため、成果の水準を示す質を重視した評価を実施する。その際、研究分野ごとの特性等に配慮しつつ、評価の客観性を確保する観点から、質を示す定量的な評価手法の開発を進め、具体的な指標・数値による評価手法を用いるよう努める。例えば、あらかじめ設定した目標の達成度、また公表された論文の被引用度や特許等の活用状況等に関する数量的指標には一定の客観性があり、評価の参考資料として活用することができる。ただし、研究者の自由な発想に基づく基礎研究等のように、定量的な評価手法の適用が困難である場合があることに留意する必要がある。その場合であっても、可能な限り、客観的な情報・データ等を活用する。</p>	<p>研究開発については、定量的な評価に努めているが、農水省評価指針には該当する記載はない。 しかし、実績評価の中で農林水産研究開発全体については普及に移しうる成果等、論文数、特許出願等の数といった数量的指標による定量的な評価を実施している。</p>	<p>研究の性格に応じた指標を定め、可能な限り研究開発の効果を定量的に把握するように努めるとともに、定量的な評価が困難である場合でも、可能な限り客観的な情報・データ等に基づき評価を行う旨の記載を追加することとする。〔改正案第4の1〕</p>
<p>(3) 評価の観点 評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に示されている政策評価の観点も踏まえ、必要性、効率性、有効性の観点から行う。研究開発の特性に応じて、「必要性」については、科学的・技術的意義(独創性、革新性、先導性等)、社会的・経済的意義(実用性等)、目的の妥当性等の観点から、「効率性」については、計画・実施体制の妥当性等の観点から、また「有効性」については、目的の達成度、新しい知の創出への貢献、社会・経済への貢献、人材の養成等の観点から評価を行うことが重要である。 評価は、対象となる研究開発の国際的水準に照らして行うが、科学技術の急速な進展や、社会や経済の大きな情勢変化に応じて、評価の項目や基準等を適宜見直すことが必要である。加えて、研究者が、社会とのかかわりについて常に高い関心を持ちながら研究開発に取り組むことが重要であることから、研究開発によっては、人文・社会科学の観点も評価に十分に盛り込まれるよう留意する。</p>	<p>農水省評価指針では、必要性、効率性、有効性等の評価の観点について該当する記載はないが、実際分野別評価、制度評価では既にこれらの観点に基づいて評価が行われている。</p>	<p>評価の観点として、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行う旨を追加する。〔改正案第3の1の(3)のイ、2の(3)のイ、3の(1)のウの(ア)、3の(2)のウの(ア)〕 それぞれの観点に基づく具体的な評価項目については、基本的な事項を要領で定めることとする。</p>
<p>(4) 柔軟な評価方法の設定 研究開発評価は、その目的、内容や性格(基礎、応用、開発、試験調査等(注))に応じて適切な評価の観点を設ける等、柔軟に実施する。 特に、新しい知の創出が期待される基礎研究については、主に独創性、革新性、先導性等を重視する必要がある一方、その成果は必ずしも短期間のうちに目に見える</p>	<p>農水省評価指針では、柔軟な評価を可能とすべく、プロジェクト研究ごとに、評価項目を定めるとされている。〔農水省評価指針第2の6の(3)〕</p>	<p>現状どおりとする。</p>

<p>ような形で現れてくるとは限らず、長い年月を経て予想外の発展を導くものも少なからずある。このため、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待するような評価に陥ることのないよう留意する。</p> <p>また、成果を比較の見極めやすいと思われる研究開発であっても、基礎研究、応用研究、開発研究等の各性格が混在する等、単純な区分が困難な場合も多く、個々の研究開発の内容を見極めて、具体的な評価方法を設定する必要がある。</p> <p>さらに、短期間で論文、特許等の形での業績を上げにくい研究開発分野や試験調査等、各種の研究開発の基盤整備的な役割を担うものについては、個々の業務の性格を踏まえた適切な評価指標を用いることに配慮する。</p> <p>(注) 各種観測調査、遺伝子資源の収集・利用、計量標準の維持、安全性等に関する試験調査、技術の普及指導等、相対的に定型的、継続的な業務をいう。</p>	<p>のイ)</p>	
<p>(5) 評価に伴う過重な負担の回避</p> <p>評価に伴う作業負担が過重となり、本来の研究開発活動に支障が生じないよう、例えば評価の重視を避けるよう、既に行われた評価結果を活用したり、可能な限り簡略化した評価を実施する等、評価実施主体の判断により、評価目的や評価対象(課題等)に応じた適切な方法を採用し、効率的に行う。例えば、大規模なプロジェクトと短期間又は少額の研究開発課題では評価の方法に差があるべきである。</p> <p>なお、評価方法の簡略化や変更を行う場合は、評価実施主体は変更の理由、基準、概要等を示す。</p> <p>また、各研究開発実施・推進主体及び研究開発機関が、あらかじめ自らの研究開発について自己点検を行い、適切な関係資料を整理しておくことは、外部評価及び第三者評価を効果的・効率的に活用する上で有益である。</p>	<p>農水省評価指針では、記載されていない。</p> <p>しかし、実態として研究企画支援システムの構築を進めるとともに、ホームページ等を活用して評価方法の効率化に努めている。</p>	<p>研究開発の規模に応じた適切な評価方法の活用等により効率的な評価に努める旨を記載する。〔改正案第4の4〕</p>
<p>(6) エフォート制度の導入</p> <p>特定の研究者への研究費の過度な集中を防ぎ、効果的な研究開発の推進を図るため、研究代表者及び研究分担者のエフォート(注)を明らかにし、新規の研究開発課題の企画立案、競争的資金制度における新規課題の選定等の際に活用することが重要である。</p> <p>(注) 研究専従率をいう。研究専従率とは、研究者が当該研究開発の実施に必要とする時間の配分率(%)。研究者の年間の全仕事時間を100%とする。</p>	<p>すでに大綱的指針に沿って競争的資金制度において、エフォートの情報を活用しているが、農水省評価指針では、該当する記載はない。</p>	<p>エフォートを課題選定に活用する旨の記載を追加する。〔改正案第3の3の(2)のウの(ア)〕</p>
<p>6. 評価結果の取扱い</p> <p>(1) 評価結果の予算、人材等の資源配分及び研究者等の処遇への反映</p> <p>研究開発施策、研究開発課題及び研究開発機関等の評価については、研究開発実施・推進主体又は研究開発機関は、評価実施主体が得た評価結果について、それぞれの特性に応じて予算、人材等の資源配分等に反映させるとともに、国民に対する説明責任を果たすためこれらの反映状況を公表する。また、研究者等の業績の評価結果については、その処遇等に反映させる。</p>	<p>農水省評価指針では、予算、制度、戦略の見直し等に評価結果を反映させ、これを公表する旨記載されている。〔農水省評価指針第4の1〕</p>	<p>現状どおりの記載とするが、記載場所を移して個々の評価との関連付けをより明確にする。〔改正案第3の1の(3)のイ、2の(3)のウ、3の(1)のウの(オ)、3の(2)のウの(オ)〕</p>
<p>(2) 評価内容等の被評価者への開示</p>	<p>農水省評価指針では、意見交</p>	<p>現状どおりとする。</p>

<p>評価実施主体は、評価実施後、被評価者からの求めに応じて、評価結果（理由を含む）を開示するとともに、被評価者が説明を受け、意見を述べることができる仕組みを整備する。なお、研究者等の業績の評価については、所属する機関の長が定めるルールに従う。</p>	<p>換の機会をつくること並びに被評価者への評価結果及び理由の開示に努めることが明記されている。〔農水省評価指針第3の1〕</p>	
<p>（3）研究開発評価等の公表等</p> <p>研究開発成果や評価結果を広く公表することは、国民に対する説明責任を果たすとともに、研究開発評価の公正さと透明性を確保し、また研究開発成果や評価結果が社会や産業において広く活用されることに役立つ。</p> <p>評価実施主体は、個人情報や企業秘密の保護、国家安全保障、知的財産権の取得状況等に配慮しつつ、研究開発成果、評価結果（評価意見や評価方法等）をインターネットを利用する等して、分かりやすい形で国民に積極的に公表するとともに、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。なお、研究者等の業績の評価の結果については、個人情報の秘密保持の点から慎重に取り扱う。</p> <p>評価者の評価に対する責任を明確にするために、評価実施後、適切な時期に評価者名を公表する。</p> <p>また、研究開発課題の評価の場合、研究者間に新たな利害関係を生じさせないように、個々の課題に対する評価者が特定されないように配慮することが必要である。</p>	<p>農水省評価指針では、個人情報の保護等に配慮しつつ、インターネット等により公表するよう記載されている。〔農水省評価指針第4の2〕</p> <p>なお、評価者名の公表について農水省評価指針に記載はないが、既に現在各評価の結果とともに各評価委員会の了解に基づき公表を行っている。</p>	<p>評価者名を公表する旨を追加する。〔改正案第5〕</p>
<p>7. 評価実施体制の充実</p> <p>前記の1. から6. を担保するため、評価実施体制を充実する。</p> <p>評価実施主体は、研究開発の特性に応じて、質の高い実効性のある評価が行われるように、評価実施のための具体的な仕組みを定め、公表する。また、評価に必要な予算、人材等の資源を確保して世界的に高い水準の評価を行う体制を整備することが必要である。その際は、必要に応じて研究費の一部を評価の業務に充てることも考慮する。</p>	<p>農水省評価指針は、評価方法等を定めた具体的な指針であり、記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p>
<p>（1）研究経験のある人材の確保と研修等を通じた評価人材の養成等</p> <p>競争的資金の配分機関等においては、評価体制を充実するため、評価部門を設置し、国の内外から若手を含む研究経験のある人材を適性に応じ一定期間配置する。さらに、研究開発課題の評価プロセスの適切な管理、質の高い評価、優れた研究の支援、申請課題の質の向上の支援等を行うために、研究経験のある人材を充てる仕組みを作る（注）。</p> <p>また、研修、シンポジウム等を通じて評価人材の養成に努める。</p> <p>評価者や評価業務に携わる人材の中から、早い段階で優れた研究開発を見だし、研究開発を発展させることのできる人材を養成・確保するよう努める。</p>	<p>農水省評価指針は、評価方法等を定めた具体的な指針であり、記載していない。</p> <p>しかし、実際には評価部門に研究経験者を配置したり、人材養成等のため外国の有識者を招聘するなど評価体制の充実に努めている</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p>
<p>（注）例えば、米国のプログラム・マネージャー制度をいう。</p> <p>（2）データベースの整備と効率的な評価のための電子システムの導入</p> <p>評価者の選任、評価者の評価等の評価業務の効率化、研究開発の不必要な重複の回避、効果的・効率的な研究開発の企画立案等を図るため、各府省は各課題ごとに</p>	<p>農水省評価指針は、評価方法等を定めた具体的な指針であり、記載していない。</p>	<p>検討方針に従い記載しない。</p> <p>なお、申請書の受付の電子</p>

<p>研究者（エフォートを含む。）資金（制度、金額）研究開発成果（論文、特許等）評価者、評価結果（評価意見等）を収録したデータベースを構築・管理するとともに、総合科学技術会議は、各府省が取りまとめたデータ等を府省横断的に活用できるようなデータベースを構築・管理する。さらに、審査業務・評価業務を効率化するため、申請書の受付、書面審査、評価結果の開示等に電子システムを導入する。</p>	<p>なお、実行上では研究企画支援システムの構築を進めるとともに、書面審査、評価結果の開示には電子システムを活用している。</p>	<p>システム化については、申請者の所属機関の同意を必要とすることもあり取り入れていないが、制度に応じて導入の可能性を検討していくこととしたい。</p>
<p>第3章 評価の実施（対象別の評価方法） 前章の共通原則に沿って、評価対象ごとに、次に掲げるとおり実施する。その際、「研究開発施策」、「研究開発課題」、「研究開発機関等」及び「研究者等の業績」のそれぞれに対する評価を有機的に連携させることが重要である。</p>	<p>-</p>	<p>-</p>
<p>1．研究開発施策の評価 各府省は、政策目標を達成するために策定した研究開発戦略等（注）政策目標を具体化するための研究開発制度等の研究開発施策が、国の政策に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか等を評価する。研究開発施策の評価は、適切な評価手法を明確にしつつ実施する。 研究開発戦略等の評価結果については、当該研究開発戦略等の見直しに反映させる。また、競争的資金制度を始めとする研究開発制度の評価結果については、各府省ごとに各々が所管する制度の全体を把握した上で、その目的・計画の見直し、運用の改善とともに、制度の統合・廃止・拡大・縮小等へ反映させる。 総合科学技術会議は、基本的な政策や重要事項に係る方針等に反映させるため、必要に応じ、複数府省に関連する研究開発施策について、国の科学技術政策上の観点から評価する。  （注）特定の行政目的を実現するための研究開発の方針・方策（複数の研究開発制度や祝題等が連携する集合体を含む。）をいう。</p>	<p>農水省評価指針では、研究施策評価として研究分野別評価及び研究制度評価を行うこととなっており、その評価席果は戦略の見直しや制度の改善に反映することとなっている。〔農水省評価指針第2の1及び第4の1〕</p>	<p>分野別評価及び制度評価の事前評価を可能とする表現とする。〔改正案第3の1及び2〕</p>
<p>2．研究開発課題の評価 研究開発祝題は、公募により複数の候補の中から優れたものが競争的に選択され、実施される「競争的資金による課題」、国が定めた明確な目的や目標に沿って重点的に推進される「重点的資金による課題」及び研究開発機関に経常的に配分された資金により実施される「基盤的資金による課題」に区分される。 それぞれの研究開発課題において、基礎研究、応用研究、開発研究等性格の異なる研究開発が行われており、研究開発課題の目的や内容は、広範かつ多様である。このため、その目的、内容、性格、分野等を精査し、評価の方法や観点等を適切なものにする。なお、研究開発課題での評価の観点については、「第2章 5．評価方法（3）評価の観点」に記した観定のほか、次の（1）から（3）に示す観点を加える。 研究開発課題の評価結果は、その目的・計画の見直し、拡大・縮小・継続・中止等へ反映させる。 評価に当たっては、評価に伴う負担が過重にならないようするため、効果的・</p>	<p>農水省評価指針では、これまで直轄の競争的資金による課題がなかったため、鉄当する記載はなかった。  農水省評価指針では、重点的資金による課題（プロジェクト研究）については記載されている。〔農水省評価指針第2の1〕  基盤的資金による課題（経常研究）については各独立行政法人が独自の裁量で実施する</p>	<p>直轄の競争的資金による課題が創設されたことから、競争的資金による課題の評価について大綱的指針に沿って記載する。〔改正案第3の3の（2）〕</p>

<p>効率的な評価を行う等の工夫や配慮を行う。例えば、評価の対象とする研究開発成果（論文、特許等）を代表的な数点に絞る、競争的資金制度等での少額の研究開発課題では事前評価による審査を中心とし事後評価は最小限度にとどめる、評価項目を厳選する等を行う。</p> <p>なお、委託先や共同研究の相手先となる民間機関や企設試験研究機関等で国費の支出を受けて実施される研究開発課題について、評価実施主体は、評価実施上の共通原則を踏まえつつも、国費の負担度合い等も勘案し、適切な方法で相応の評価を行う。</p>	<p>ものであると解されており、農水省評価指針では該当する記載はない。</p> <p>農水省評価指針では、民間機関や公設試験研究機関等で行われる研究開発課題について国費の負担度合い等に配慮して行う旨記載されている。〔農水省評価指針第2の6の(2)〕</p>	
<p>(2) 重点的資金による課題</p> <p>重点的資金による研究開発課題は、その企画が研究開発施策と整合し、かつその決定方法が妥当であるかを評価する。その際、科学技術の進展、社会や経済の情勢の変化により、評価の項目、基準等が変わることに留意する。特に応用研究、開発研究等については、社会的・経済的な観点からの評価を重視する。</p> <p>大規模プロジェクトについては、責任体制の明確さ（研究代表者の責任を含む。）費用対効果等を含めて、特に厳正に評価する。国際共同プロジェクトについては、国際的な役割分担、国際貢献、国益上の意義や効果等についても評価する。また、大規模プロジェクトについては、評価の客観性及び公正さをより高めるため、必要に応じて第三者評価を活用する。また、国民の理解を得るために、早い段階からその内容や計画等をインターネット等を通じて広く公表し、必要に応じて国民の意見を評価に反映させる。</p> <p>大規模プロジェクトその他の国家的に重要なプロジェクトについては、必要に応じて、総合科学技術会議が国の科学技術政策上の観点から評価を行う。</p>	<p>農水省評価指針では、プロジェクト研究等による課題について記述されておりプロジェクト研究等ごとに評価項目を定めることとされている。大規模プロジェクト研究及び国際共同プロジェクトについては、現在はないが、将来創設された場合もこの記載で対応できる。〔農水省評価指針第2の6〕</p>	<p>現行どおりとする。</p>
<p>(3) 基盤的資金による課題</p> <p>研究開発機関の長の責任において、各機関の目的等に照らして、評価及び資源配分への反映のためのルールを適切に設定し、評価を実施する。その際、論文発表等を通じた当該研究分野における研究者間における評価等を活用するとともに、必要に応じて研究開発機関等の評価の対象に含めることにより、効率的で適切な方法で実施する。</p>	<p>基盤的資金〔経常研究費〕については各独立行政法人が運営費交付金により独自の裁量で実施されることから、農水省評価指針では記載していない。</p>	<p>検討方針に基づき記載しない。</p>
<p>3. 研究開発機関等の評価</p> <p>研究開発機関等の設置目的や研究目的・目標に即して、機関運営と研究開発の実施・推進の面から行う。なお、評価の客観性及び公正さをより高めるため、第三者評価を積極的に活用する。</p> <p>機関運営面では、研究目的・目標の達成や研究開発環境の整備等のためにどのような運営を行ったかについて、効率性の観点も踏まえつつ評価を行う。機関運営面の評価項目としては、例えば、支援体制や知的基盤の整備、人材の養成・確保や流</p>	<p>各研究機関又は独立行政法人評価委員会が評価を行っていくものであることから、農水省評価指針では記載していない。</p>	<p>検討方針に基づき記載しない。</p>

<p>動性の促進、産学官連携、専門研究分野を活かした社会貢献等に対する取組があるが、各研究開発機関等の研究目的・目標に即して評価項目を選定し、評価する。</p> <p>研究開発の実施・推進面では、機関等が実施・推進した研究開発説題の評価と所属する研究者等の業績の評価の総体で評価を行う。評価結果は、機関運営のための予算、人材等の資源配分に反映させる。</p> <p>こうした研究開発機関等の運営は、機関長の裁量の下で行われるものであり、研究開発機関等の評価結果を責任者たる機関長の評価につなげる。また、研究開発における機関長の責任の重さにもかんがみ、機関長が適切に選任されるように留意する必要がある。</p> <p>なお、この他に、研究開発機関等の性格に応じて次のとおり実施する。</p> <p>大学等については、大学設置基準等に規定する自己点検・評価を厳正に行う。その際、自主性の尊重、教育と研究の一体的な推進等その特性に留意する。また、大学共同利用機関については、外部専門家及び外部有識者で構成される評議員会等が行う評価を一層充実する。さらに、これらに加えて、大学評価・学位授与機構等による教育、研究、社会貢献、組織運営等の第三者評価を推進する。</p> <p>独立行政法人研究機関については、「独立行政法人通則法」に基づく中期目標期間の実績（中期目標の達成度等）を独立行政法人評価委員会で評価し、各府省において評価結果を、交付金の適切な配分等反映させるとともに、独立行政法人研究機関は、機関の運営に評価結果を反映させるよう努める。</p> <p>国立試験研究機関については、各府省の施策・事業と合致しているかを評価する。さらに、特殊法人研究機関等については、国立試験研究機関に準じた措置が講じられるよう努めるとともに、これらの評価結果を、国の施策・事業に的確に反映させる。</p> <p>国費の支出を受けて研究開発（委託及び共同研究等）を実施する民間機関、公設試験研究機関等については、評価実施主体は、課題評価の際等に、これら機関における当該課題の研究開発体制に関わる運営面に関し、国費の効果的・効率的執行を確保する観点から、必要な範囲で評価を行う。</p> <p>なお、本指針の対象外であっても研究開発に関連する部分については、各機関の性格や役割等に応じて、適切に評価することが期待される。</p>		
<p>4．研究者等の業績の評価</p> <p>機関長が機関の設置目的等に照らして適切かつ効率的な評価のためのルールを整備して、責任をもって実施する。その際、研究者には多様な能力や適性があることに十分配慮し、研究開発に加え、研究開発の企画・管理や評価活動、社会への貢献等の関連する活動に着目し、量よりも質を評価する。その際、大学等の場合は、研究と教育の両面の機能を有することに留意する。</p> <p>また、研究開発を推進するためには、研究支援者の協力が不可欠である。研究支援者の専門的な能力、研究開発の推進に対する貢献度等を適切に評価することが必要である。</p>	<p>各研究開発機関の長が行うこととなっており、農水省評価指針では記載していない。</p>	<p>検討方針に基づき記載しない。</p>

